

従来の基本健診にかわって 新しい健診制度が始まります

平成20年度から基本健診にかわって、特定健康診査・特定保健指導が始まります。対象となる方は受診してください。



◆特定健康診査・特定保健指導とは

国保などそれぞれの医療保険者が40歳から74歳の加入者を対象に、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群の減少を目的とした、健康診査および保健指導を行うことをいい、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者の生活習慣の改善をはかるための新しい健診制度です。

◆内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防・改善が必要なわけ

内臓脂肪型肥満に起因する、高血糖・高脂血症・高血圧は、それぞれが重複した場合に、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなります。内臓脂肪を減少させることで、それらの発症リスクの低減がはかられるため、メタボリックシンドロームの予防・改善が必要となるわけです。

◆小松島市国民健康保険が実施する特定健康診査

◎対象者 小松島市国民健康保険に加入している40歳から74歳の方

◎健診項目 問診、身体計測、血圧測定、血液検査（肝機能・血中脂質・血糖・腎機能・尿酸）、尿検査

◎受診方法など

①健診の対象となる方に、「特定健康診査受診券」を郵送します。（6月中旬予定）

②受診券を受け取ったら、同封してある実施機関一覧表をご覧ください。特定健康診査を受診してください。（健診費用の自己負担額は1,000円で受診期間は6月から12月です）

※特定健康診査を受診すると、その健診結果に応じて、メタボリックシンドロームの予防・改善に役立つ情報提供や、保健師による特定保健指導を行うこととなります。

小松島市国民健康保険が実施する「人間ドッグ」および「脳ドッグ」を受診した場合は、特定健康診査の内容を同時に実施しますので、特定健康診査は受診しないでください。

お問い合わせは、市健康増進課国保係（市役所1階⑤番窓口 ☎32・2113、内線145）まで。

災害時要援護者を みんなで守りましょう！

災害が発生した場合、高齢者や障害者の方は、早急に避難することが困難な場合が多く、第三者の支援が不可欠です。高齢者など要援護者の方は、日頃より地域の人々との交流を心がけ、災害の時には、必要な援助等（一緒に逃げてもらったり、防災情報を知らせてもらったり）お願いできる人を捜しておきましょう。

また、地域のみなさんが、要援護者を支援するには、自治会や民生委員、自主防災組織等多くの関係機関と連携を

図り、地域ぐるみで助け合うことが大切です。この度、市では、こうした災害に備え、家庭や地域で活用していただくため「災害時要援護者支援マニュアル」を作成しました。

マニユアルを希望する方は、介護福祉課および市内各公民館に備えてありますのでご利用下さい。

介護保険事業計画策定委員 募集のお知らせ

市では、第4期介護保険事業計画（平成21～23年度）の策定に当たり、計画策定委員のうち若干名を募集します。

【応募資格】市内在住の①第1号被保険者（65歳以上の方）

②第2号被保険者（40歳から64歳までの方）③介護保険サービスを利用している方の家族

【応募方法】住所・氏名・電話番号・応募資格の該当番号を記入のうえ、介護保険制度をテーマにした800字程度の作文を〒773・8501小松島市横須町1-1、市介護福祉課までお送りください。作文により選考します。

【応募締切】6月25日（水）必着 詳しくは、市介護福祉課（市役所1階 ☎32・3507）まで。